

○財務省告示第十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年十二月二十一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月十四日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百七十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、九一年法律第二十三号）第四十六条、十二年法律並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条、二十六年法律第百号）第九条、二十六年法律第百号）第九十四条、一八項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十四条第五項、同条第四項、第九十四条第五項、同条第四項、第九十四条第五項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

五

募方

入決定の

イ

入札競争

ロ

国債市場

六

イ

発

入札競争

行

争

非

者

特

別

参加

億八千九百九十九は、額面金額で二千九百九十九行した政府短期証券に基づき発
 十七條第一項の規定に基づき發
 第三百三十六條第一項及び第三百三
 同條第四項、第九十五條第一項、
 三條第一項、第九十四條第二項、
 に特別会計に関する法律第八十
 政融資資金法第九條第一項並び
 億円、財政法第七條第一項、財
 は、額面金額で二兆二百八十九
 發行した金額引短期国債につ
 四十六條第一項の規定に基づき
 うち、特別会計に関する法律第
 億八千九百九十九額面金額で二兆三千二百八十八
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てて各申
 各国債市場特別参加者ごとの
 当てる。その応募額を順次割り
 ものからその応募額を順次割り
 各申込みのうち応募額の高い
 価格競争入札発行」という。)
 一、国債市場特別参加者（以下
 を定めるものによる発行（以下
 市場特別参加者による発行額
 であつて、財務大臣が各国債市

十二	償還期限	平成二十八年十二月二十日	口	イ	十 十 発	行 行 格	平成二十七年十二月二十一日	す。の整数倍の金額によるものと	九 振替単位	八 最低面金 千万円	の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	九千七百一億八千三百八十三万	八千七百一億八千六百四十四万	七 払込金額	口	イ	口	面金額で千七百一億円	た割引短期債については、額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六
平成二十八年十二月二十日			厘額以上そのれぞの応募価格	厘額									九千七百一億八千三百八十三万	八千七百一億八千六百四十四万								

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 支 支 償
七 か 通 百 払 は 還
年 から 知 円 に っ
十 通 づ づ づ づ
二 知 を き 百 百 百
月 受 け 百 百 百 百
二 け 者 円 円 円 円
十 了 者 円 円 円 円
一 了 者 円 円 円 円
日 了 者 円 円 円 円

た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に
償 還 金 を 支 払 っ て 貰 っ て 頂 け ば
と 思 っ て 居 っ ます 。